



2022年5月23日

各位

会社名 株式会社 J T O W E R
代表者名 代表取締役社長 田中 敦史
(コード番号：4485 東証グロース)
問合わせ先 常務取締役 CFO 中村 亮介
コーポレート本部長
(TEL. 03 - 6447 - 2614)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第10期定時株主総会に付議することを下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応し、資金調達の実施方法を広げるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号）が施行されたことに伴い、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社は、ビジネスのグローバル化やIT技術をはじめとするイノベーションの進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、株主の皆様への利益に資すると思っております。なお、当該定款一部変更の効力発生に関しては、本株主総会での決議に加え、当社が株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることその他の同法で定める要件を全て充足することを条件といたします。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定めるものであります。
 - ② 変更後第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 将来の積極的な事業展開や国際化に備え、経営体制及びコーポレートガバナンスのより一層の強化・充実に資するため、現行定款第19条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を3名以上とするものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～12. (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>13. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</u></p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～12. (現行どおり)</p> <p>13. <u>投資ファンドの組成・管理・運営</u></p> <p><u>14. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</u></p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p><u>②当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会について</u></p>

<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p>	<p>は、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 <u>③本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p>
--	---

3. 日程

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会 | 2022年6月24日（予定） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2022年6月24日（予定） |

以 上